

令和 2～6 年度

定員管理の方針について

令和元年 5 月

名古屋市

## 目 次

	頁
1 趣旨	1
2 これまでの定員管理の取組みと今後の考え方	2
3 取組内容	3
(1) 市長部局等	3
ア 取組期間	3
イ 具体的な取組み	3
ウ 取組目標	5
(2) 地方公営企業	5
4 その他	5

## 1 趣旨

地方公共団体は、行政運営にあたって、常に最少の経費で最大の効果をあげ、組織及び運営の合理化に努めなければなりません（地方自治法第2条）。

これまで本市では、その趣旨を踏まえ、業務の集約化・効率化、施設のあり方の見直し及び委託化の推進などによって定員の見直しを進め、より必要度・重要度の高い事務事業に重点的な定員配置を行うなど、効率的な執行体制となるよう計画的な定員管理に努めてきました。

今後の本市を見通すと、少子化・高齢化のさらなる進行に伴う人口構造の変化や、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等への備え、産業を取り巻く環境の変化など、多様化・複雑化する課題への対応が求められる一方、第20回アジア競技大会の開催や今後迎えるリニア時代に向けた「新たな名古屋」を創造していくために必要な職員配置を行っていく必要があります。

こうした中、医療費を始め高齢者福祉にかかる支出等、高齢者の増加による扶助費の増加や生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下など、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な行政運営を行っていくためには、全体として市民サービスを確保していくという考え方のもと、限られた人員や財源を有効かつ効率的に活用し、安定した経営基盤を確立していかなければなりません。

こうした実情を踏まえ、本市職員が公務員としての誇りと使命感を維持しながら、市民の期待に応えうる効率的・効果的な行政運営を進めるため、引き続き中期的な取組目標を掲げ、計画的な定員管理を行い、組織及び定員の最適化を図ります。

## 2 これまでの定員管理の取組みと今後の考え方

本市の職員数は、平成 10 年度から数値目標を掲げ計画的な定員管理に取り組んできた結果、右図のように平成 28 年度には 24,745 人となり、ピークであった昭和 55 年度の職員数 33,390 人から△8,645 人の見直しを行い、過去最少となりました。

その後、平成 29 年度に県から小中学校等教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、小中学校等の教職員が増加したため、平成 31 年度では本市の職員数は 34,677 人となっています。

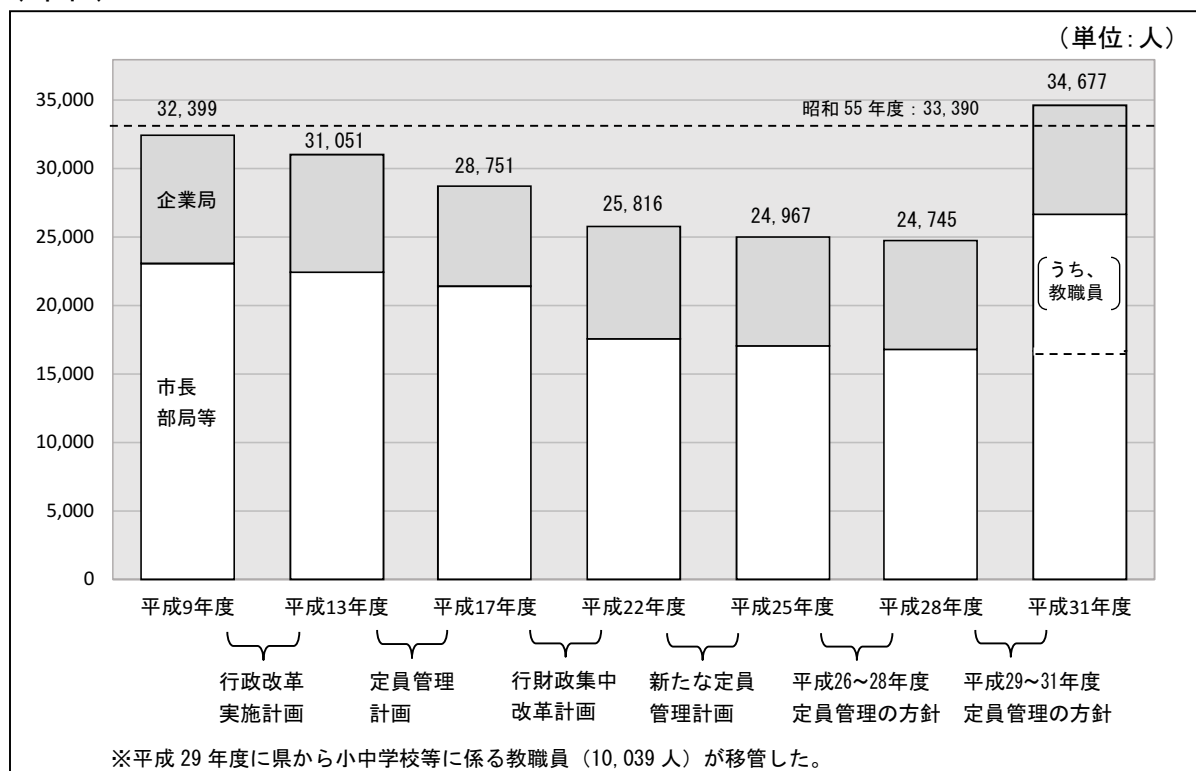
今後の定員管理においては、新たな名古屋の創造に向けて必要な職員配置を行っていくため、限られた人員や財源を有効かつ効率的に活用していかなければなりません。

こうしたことから、「民間でできることは民間に委ねる」という考え方のもと、公的関与の必要性などを確認しつつ民間活力の活用を行うとともに、組織及び運営の合理化を進め、引き続き定員の見直しに取り組めます。

その一方で、社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、また、名古屋市次期総合計画（計画期間：令和元～5 年度）の重点戦略に掲げた取り組みを推進していくためにも、必要な組織を整備・強化するとともに、定員の再配分を積極的に行うことにより、必要度・重要度の高い事務事業に重点的に職員を配置し、効率的・効果的な行政運営に取り組めます。

また、人的資源の有効活用を図るため、職員一人ひとりが最大限能力を発揮できるよう、定員管理の観点から職員を支える職場環境づくりを進めていきます。

( 図 )



### 3 取組内容

#### (1) 市長部局等 (小中学校等に係る教職員を含む)

##### ア 取組期間

5 年間 (令和 2 年度当初予算から令和 6 年度当初予算までの期間)

##### イ 具体的な取組み

##### (ア) 定員の見直し

全体として市民サービスの確保を図りながら、「公的関与のあり方に関する点検指針」及び「事務事業の見直しの視点・方向性」などを活用し、原則として採用を行わない技能労務職員を除いた職員について、スクラップアンドビルドを基本としながら、次に掲げる視点から定員を見直し、効率的な執行体制の構築を目指していきます。

**a 業務の集約化・効率化**

業務や執行体制の集約化、ICTの活用等による効率的な執行体制を構築します。

**b 施設のあり方の見直し**

設置意義の薄れた施設については、休廃止・民営化などの見直しに取り組むとともに、直営施設については、指定管理者制度の導入を推進するなど民間活力の活用などにより、効率的・効果的な運営に努めます。

**c 委託化等**

本市の業務全般について、常にそのあり方を検討し、引き続き民間委託等を促進します。

技能労務職員については、その従事する業務の性質上、市が直接に実施主体となる必要がある業務を除き、引き続き民間委託の活用等を図る必要があるものとし、原則として採用（再任用を除く）を行わないものとしめます。

なお、市が直接に実施主体となる必要がある業務であっても、常に最小限の人員体制の検討をするとともに、国等の技能労務職員に係る人件費との均衡を図るものとしめます。

**d 組織の簡素化・効率化**

限られた人的資源の有効活用や意思決定の迅速化の観点から、定員の見直しにあわせて、設置目的・役割を果たした組織の統廃合を図ります。

**(イ) 重点的な職員配置**

名古屋市次期総合計画（計画期間：令和元～5年度）の重点戦略に掲げた取り組みを推進していくため、積極的に定員を再配分するとともに組織体制の整備及び強化を行い、必要度・重要度の高い事務事業に対して重点的に職員を配置します。

また、局室区長の裁量によって所属内における年度内の応援を行うことで柔軟な職員配置を行う制度を継続します。

なお、新たに区長権限の強化策として、区役所組織のうち、区の特性に応じたまちづくりに関連する一部の組織について、直接、組織改編を要求できる仕組みを導入します。

### (ウ) 職員を支える職場環境の整備等

第1子等において年度当初に産前産後休暇を取得し、引き続き年度を通じて育児休業を取得する職員の所属する職場において、円滑な業務執行に資するため代替職員制度の更なる充実として、現行の50%の代替措置を100%とすることを検討し、職員を支える職場環境の整備等を進めます。

### ウ 取組目標

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、以上の取組みを行うことにより、令和元年度予算定員に対し、100人以上の純減を行います。なお、この取組目標は、方針期間中のそれぞれの年度ごとに退職者数の状況、取組目標の達成状況、財政状況等を勘案しながら当該年度の定員増減数の確認を行った上で、取り組みを進めます。

また、方針期間中の中間時期において、取組目標や取組内容などについて再検証を行います。

## (2) 地方公営企業

上下水道、交通、病院の公営企業については、各企業において別途策定する経営計画等により定員管理を行います。

## 4 その他

派遣職員については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨を踏まえ、人的支援が必要かどうか、また、その職種、役職、職務内容が適正かどうか精査します。